

令和 5年度 6月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考			
下水道建設課 22000016	R4. 7. 13	有功第1雨水幹線工事その1 1	福興建設株式会社 松井 良樹	324,963,100	319,000,000			261	R4. 7. 14 R5. 3. 31				
	R5. 3. 3							360	R4. 7. 14 R5. 7. 8				
	R5. 6. 16							334,282,300	328,147,600	9,147,600	360	R4. 7. 14 R5. 7. 8	2.87%
管路整備課 22000028	R4. 8. 30	直川配水管布設工事	良誠工業株式会社 中山 勝裕	106,601,000	93,768,488			213	R4. 8. 31 R5. 3. 31				
	R5. 3. 17							304	R4. 8. 31 R5. 6. 30				
	R5. 6. 26							103,290,000	90,849,000	△ 2,919,488	304	R4. 8. 31 R5. 6. 30	-3.11%
下水道建設課 22000033	R4. 9. 26	北部処理区支線工事その8	隼総建 田出 信也	130,746,000	114,631,671			186	R4. 9. 27 R5. 3. 31				
	R5. 2. 28							147,219,600	129,074,000	14,442,329	280	R4. 9. 27 R5. 7. 3	
	R5. 6. 12							340	R4. 9. 27 R5. 9. 1				
下水道建設課 22000038	R4. 10. 3	大門川排水区支線工事	第五工業株式会社 山田 敬三	198,553,300	174,757,315			179	R4. 10. 4 R5. 3. 31				
	R5. 3. 2							270	R4. 10. 4 R5. 6. 30				
	R5. 6. 22							545	R4. 10. 4 R6. 3. 31				
管路整備課 22000042	R4. 10. 12	紀三井寺配水管布設替工事	良誠工業株式会社 中山 勝裕	108,999,000	95,751,334			170	R4. 10. 13 R5. 3. 31				
	R5. 3. 9							270	R4. 10. 13 R5. 7. 9				
	R5. 6. 30							414	R4. 10. 13 R5. 11. 30				
管路整備課 22000048	R4. 11. 16	杭ノ瀬配水管布設替工事	株式会社崇翔 堀立 崇弘	31,251,000	28,474,388			135	R4. 11. 17 R5. 3. 31				
	R5. 3. 9							220	R4. 11. 17 R5. 6. 24				
	R5. 6. 21							32,076,000	29,216,000	741,612	220	R4. 11. 17 R5. 6. 24	2.60%
下水道建設課 22000050	R4. 11. 17	北部処理区支線工事その1 2	岡野エンジニアリング株式会社 岡野 安展	49,204,100	45,100,000			134	R4. 11. 18 R5. 3. 31				
	R5. 3. 3							160	R4. 11. 18 R5. 4. 26				
	R5. 4. 21							220	R4. 11. 18 R5. 6. 25				
	R5. 6. 16							49,956,500	45,788,600	688,600	220	R4. 11. 18 R5. 6. 25	1.53%

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第22000016号
工 事 名	有功第1雨水幹線工事その11
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	オープンシールド工 U型2600*1800 L=198.5m 付帯工 1式 整備面積(雨水) A=4.69ha
変 更 の 理 由	<p>本工事区間において、当初設計計画高では右岸側の隣接地への浸水があったため、浸水被害のない左岸側と同計画高に変更した。以上により、嵩上げ工及びそれに伴い付帯工事が増工となった。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条の規定により設計図書の変更を行い、同第25条の規定により請負代金の増額変更を行いたい。</p>

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第 22000028 号
工 事 名	直川配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ100mm PEP L=334.3m φ100mm SUS L=22.9m φ75mm PEP L=1026.4m φ50mm PEP L=176.1m 増圧ポンプ設備 機械設備工事 一式 増圧ポンプ設備 電気設備工事 一式 増圧ポンプ設備 建築工事 一式 増圧ポンプ設備 土木工事 一式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事の施工にあたり、舗装本復旧について道路管理者と協議を行った結果、当初影響範囲を見込んでいたが掘削部のみの復旧となったことから、舗装版切断工及び舗装復旧範囲が減工となったため、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるので、同条第5項及び第25条により、減額変更いたしたい。</p>

年 度	令和4年度														
工 事 番 号	第22000033号														
工 事 名	北部処理区支線工事その8														
変更後の工事場所															
変更後の工事概要	<table><tr><td>φ200VP管推進工(低耐荷力泥土圧方式)</td><td>L=154m</td></tr><tr><td>φ200PRP管布設工</td><td>L=296m</td></tr><tr><td>マンホール工(2号-3,1号-19)</td><td>22か所</td></tr><tr><td>取付管およびます工</td><td>56か所</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td></tr><tr><td>水道管移設工</td><td>1式</td></tr><tr><td>整備面積(汚水) A=1.55ha</td><td></td></tr></table>	φ200VP管推進工(低耐荷力泥土圧方式)	L=154m	φ200PRP管布設工	L=296m	マンホール工(2号-3,1号-19)	22か所	取付管およびます工	56か所	付帯工	1式	水道管移設工	1式	整備面積(汚水) A=1.55ha	
φ200VP管推進工(低耐荷力泥土圧方式)	L=154m														
φ200PRP管布設工	L=296m														
マンホール工(2号-3,1号-19)	22か所														
取付管およびます工	56か所														
付帯工	1式														
水道管移設工	1式														
整備面積(汚水) A=1.55ha															
変更の理由	<p>北部処理区支線工事その8において、S6～S8推進区間の施工に伴い、車両及び歩行者等の迂回が必要となってくることから、地元調整に時間を要したこと。S6～S7区間における汚水柵を接続するために、開削路線を追加したこと。これらの理由により工程に遅れが生じた。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者である隼総建 田出信也より、建設工事請負契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第24条に基づき60日間の工期延長をいたしたい。</p>														

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第22000038号
工 事 名	大門川排水区支線工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p> ϕ 800mm HP管 泥濃式推進工 L= 94.2m ϕ 1000mm FRPM管布設工 L= 11.6m ϕ 900mm FRPM管布設工 L= 86.7m ϕ 800mm FRPM管布設工 L= 28.2m ϕ 600mm VU管布設工 L=102.6m ϕ 450mm VU管布設工 L= 7.5m マンホール工(4号-1、3号-4、1号-2) 7か所 付帯工 1式 水道管移設工 1式 整備面積(雨水) A=0.84ha </p>
変 更 の 理 由	<p> 本工事において、R1+34.0m付近で推進機が停止し、試験掘りにて確認した結果、地中に鋼矢板が残置されていることが判明しました。再発進するための施工方法や、関係機関との協議に不測の時間を要しているため工期内の完成が困難となりました。 </p> <p> 上記理由により、本工事の受注者 第五工業株式会社 代表取締役 山田敬三より工期延長請求書の提出がありましたので、検討の結果、同契約書第22条の規定に基づくものであり、受注者の責に帰することが出来ない事由と判断出来るため、同契約書第24条に基づき、275日間(令和6年3月31日まで)の工期延長するものである。 </p>

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第22000042号
工 事 名	紀三井寺配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ200mm DIP GX形 L=440.3m φ150mm DIP GX形 L=32.8m φ100mm DIP GX形 L=32.4m 消火栓設置工 3箇所 仮設配管工 1式 給水管切替工 58箇所 既設管撤去閉栓工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次の事由により工事の進捗に遅れが生じ、工期内完成が困難な状況となった。</p> <ol style="list-style-type: none">和歌山県海草振興局発注の側溝改修工事が隣接しており、日程調整に不測の日数を要した。施工現場沿線にある企業・施設の車両の出入りが頻繁にあり、日程調整及び車両通行を確保しながらの施工に不測の日数を要した。 <p>以上の理由により、本工事の受注者である和歌山市松江北5丁目3-27 良誠工業株式会社 代表取締役 中山勝裕より、契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由であると認められるため、契約書第22条第2項及び第24条の規定に基づき、144日間の工期延長をするもの。</p>

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第22000048号
工 事 名	杭ノ瀬配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>【布設替】 φ150mm DIP GX形 L=6.5m φ100mm DIP GX形 L=174.7m 消火栓設置工 1箇所 給水管切替工 30箇所 既設管撤去工 1式 仮設配管工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。 配水管布設工及び管撤去工を施工するにあたり、既存埋設物が支障となったため掘削幅を拡大し施工することとなった。このことにより、工事費が増額となった。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更いたしました。</p>

年 度	令和4年度																		
工 事 番 号	第22000050号																		
工 事 名	北部処理区支線工事その12																		
変更後の工事場所																			
変更後の工事概要	<table><tr><td>φ200mmPRP管布設工</td><td>L=268m</td></tr><tr><td>マンホール工 (1号-5、楢円-3, 塩ビ-5)</td><td>13か所</td></tr><tr><td>取付管およびます工</td><td>27か所</td></tr><tr><td>整備面積 (汚水)</td><td>A=0.82ha</td></tr><tr><td>φ600mm VU管布設工</td><td>L=51m</td></tr><tr><td>マンホール工 (1号-1)</td><td>1か所</td></tr><tr><td>整備面積 (雨水)</td><td>A=0.14ha</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>1式</td></tr></table>	φ200mmPRP管布設工	L=268m	マンホール工 (1号-5、楢円-3, 塩ビ-5)	13か所	取付管およびます工	27か所	整備面積 (汚水)	A=0.82ha	φ600mm VU管布設工	L=51m	マンホール工 (1号-1)	1か所	整備面積 (雨水)	A=0.14ha	付帯工	1式	仮設工	1式
φ200mmPRP管布設工	L=268m																		
マンホール工 (1号-5、楢円-3, 塩ビ-5)	13か所																		
取付管およびます工	27か所																		
整備面積 (汚水)	A=0.82ha																		
φ600mm VU管布設工	L=51m																		
マンホール工 (1号-1)	1か所																		
整備面積 (雨水)	A=0.14ha																		
付帯工	1式																		
仮設工	1式																		
変 更 の 理 由	<p>φ600mmVU管布設工において、既設の水道管が当初想定より近接しており、施工の支障となるため、水道管の防護工を増工した。</p> <p>このことにより、建設工事請負契約書第18条の規定により設計図書の変更を行い、同25条の規定により請負代金の増額変更を行いたい。</p>																		